

茨城県立医療大学 学務システム構築業務委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、茨城県立医療大学 学務システム構築業務委託について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 委託業務名 茨城県立医療大学 学務システム構築業務委託
- (2) 委託業務内容 茨城県立医療大学 学務システム構築業務委託 仕様書（以下「委託仕様書」という。）のとおりのとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

（委託業務の遂行）

第2条 乙は、委託業務を実施するにあたっては、別添の委託仕様書に従って実施しなければならない。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（業務責任者等）

第3条 乙は、委託業務の適切な実施を図るため、業務責任者等を定め、甲に通知するものとする。業務責任者等を変更した場合も同様とする。

- 2 業務責任者等は、委託業務の実施に係る業務の管理、検査・確認、その他の乙が必要と認めて委任した事項についての事務を処理するものとする。
- 3 業務責任者等は、個人情報の保護に関する法律、茨城県情報セキュリティポリシーなど関連法令・規則を遵守するほか、茨城県立医療大学情報セキュリティ実施手順に基づき甲より求められる事項を遵守しなければならない。他に業務に従事する者も同様とする。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、金〇、〇〇〇、〇〇〇円（うち、消費税及び地方消費税の額〇〇〇、〇〇〇円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第5条 委託料は、委託業務が終了し、第12条の規定により額が確定した後に、乙の請求により支払うものとする。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙の請求により必要があると認められる金額については、委託料の90パーセントを超えない金額を限度として概算払をすることができる。
- 3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第1号）に概算払を必要とする事由及び所要見込額を記載の上、甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第6条 乙は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、甲は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

（権利義務譲渡の禁止）

第7条 甲及び乙は、事前に相手方による書面による承諾を得ることなく、本契約により発生する権利及び義

務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならないものとする。

(再委託の制限)

第8条 乙は、委託業務達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、前項の規定により、甲に承諾を求める場合は、再委託の理由、再委託の内容、再委託先、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監督の方法等を甲に届け出るものとする。

3 乙は、前項の規定により甲が承諾した再委託の相手方に、第9条及び第10条の規定を遵守させなければならない。

(機密情報の取扱い)

第9条 甲及び乙は、本契約において知り得た情報（以下「機密情報」という。）を互いに善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の事前の書面による同意又は法令により開示を求められた場合を除き、第三者に開示、公表及び配布をしないものとする。

2 甲及び乙は、機密情報を開示された目的にのみ使用する。

3 甲及び乙は、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないものとする。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

(1) 開示時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報

(2) 開示後、甲及び乙の責に帰すべからざる事由により公知となった情報

(3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報

(4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報

(5) 機密保持義務を課すことなく第三者に開示した情報

4 甲及び乙は、本契約が終了したとき、相手方の求めがあったとき、又は本サービス提供のために必要がなくなった場合には、相手方の指示に応じ、機密情報を記録した媒体及びその複製物を返還又は破棄するものとする。開示が電子文書又は電磁的記録による場合の取扱い及び破棄処分の方法に関しては甲乙が協議の上決定する。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(実績報告等)

第11条 乙は、委託業務が終了したときは、委託業務の成果を記載した委託業務完了報告書(様式第2号)及び委託仕様書に定める成果品を委託事業終了の日から起算して5日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第5条第2項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を添付するものとする。

(検査及び委託料の額の確定)

第12条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書の提出があったときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めた場合は、委託料の額を確定し、乙に対して通知(様式第3号)するものとする。

(過払金の返還)

第13条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条に規定する委託料の確定額を超えたときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託業務の中止等)

第14条 乙は、災害その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した書面を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の書面が提出されたときは、乙と協議のうえ、この契約を解除し、又は変更するものとする。

3 第5条、第11条及び第12条の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用するものとする。

(委託業務の変更等)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の処理を一時中止することができる。この場合において、委託費、実施期間その他この契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。ただし、この規定に関わらず、甲が業務の実施について、改善をする必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならないものとし、その賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

3 乙は、機能改善ほかやむを得ない事情により、仕様書に記載された内容を変更する場合は、その旨を文書により申し出て、甲の承認を受けなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第16条 乙は、委託業務の処理に当たって、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

(実施期間の延長等)

第17条 乙は、その責めに帰することができない事由により実施期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対し、遅滞なく、その理由を示して実施期間の延長を求めることができる。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に委託業務を完了することができないときは、乙から遅延利息を徴収して実施期間を延長することができる。

3 前項の遅延利息の額は、遅延日数に応じて財務規則第162条の規定に基づき算定した額とする。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を請求することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により実施期間又は実施期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(3) 第7条、第8条、第9条又は第10条の規定に違反し、甲からの是正の指示後も適切な対応がないと認められるとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したことによりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(委託業務の報告等)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(帳簿等)

第20条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から5年間保存するものとする。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約の各条項の解釈に疑義のある場合及び本契約に定めなき事項については、本契約が公共性の高いサービス提供を内容としている趣旨に則り互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 7年 月 日

甲 茨城県稲敷郡阿見町阿見 4669 番地 2

茨城県立医療大学
学長 阿部 慎司

乙

(第10条関係)

特約事項

1 受託者の責務

委託業務を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を実施するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

5 個人情報の目的外使用及び外部提供の禁止

委託業務を実施するため収集し、作成した個人情報は、委託業務を実施するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 複写又は複製の禁止

委託業務を実施するにあたり個人情報が記載された帳票等（紙による帳票のほか、磁気ディスク、磁気テープその他の電子的記録媒体により一定の事項を記録することができる方法により記録されたものを含む。）がある場合には、複写又は複製してはならないこと。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により甲に報告し、甲の指示を受けること。

8 調査・指示

甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができること。また、甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができること。

9 返還義務

委託事務を処理するため甲から引き渡された個人情報は、委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

茨城県立医療大学

学長 阿部 慎司 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

概算払請求書

茨城県立医療大学 学務システム構築業務委託に係る委託料を下記のとおり請求します。

1 金 円也

(請求額算定表)

区分	金額
契約額 a	円
概算払受領済額 b	円
今回請求額 c	円
残額 $d=a-b-c$	円

2 請求額の受領方法 口座振替払

振込先金融機関(支店名)	
振替 口座	預金種別
	口座番号
	フリガナ
	口座名義

3 概算払を必要とする理由

令和 年 月 日

茨城県立医療大学

学長 阿部 慎司 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

委託業務完了報告書

令和 年 月 日付け委託契約に基づく茨城県立医療大学 学務システム構築業務委託が完了したので、下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告書
添付のとおり
- 2 収支計算書
別紙のとおり
- 3 その他の関係書類（仕様書「納品成果物」に記載のもの）
 - ・
 - ・
 - ・

(別紙)

収支計算書

摘要	数量	単価	金額 (円)	備考
合計				

※必要に応じて内訳を添付すること。

令和 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

茨城県立医療大学
学長 阿部 慎司

茨城県立医療大学 学務システム構築業務に要する委託料の額の確定について（通知）

令和 年 月 日付けで報告のあった茨城県立医療大学 学務システム構築業務委託については、その内容について適正であると認め、その委託料の額を金 円に確定したので、茨城県立医療大学 学務システム構築業務委託契約書第12条の規定により通知する。